

措置部門

<p>外部環境の変化</p>	<p><b>【救護施設】</b>                  ○救護施設は、利用者への人権意識に基づく適切な支援が行われるよう啓発していくとともに、真に支援を必要とする人を確実に受け止める「最後のセーフティネット」としての役割を担います。                  ○事業の重点として、地域共生社会の実現に向けた行動指針の推進と社会への発信、利用者の人権を尊重した支援と利用者主体の個別支援の質の向上、第三者評価の受審の取り組みを行い、救護施設の「見える化」を推進します。                  ○入所者の意向を尊重した個別支援計画のさらなる充実を目指し、福祉事務所と情報共有を図り、より入所者の意向・ニーズを尊重した質の高い適切な支援を行っていきます。                  ○就労支援・地域移行また、病院や矯正施設からの受け入れなど、関係機関との調整会議に参画を進め、期待される機能を具体的に強化・推進していきます。                  ○「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」を推進し、「全社協福祉ビジョン 2025」が目指す「ともに生きる豊かな地域社会」の実現をめざし、セーフティネット機能の強化を具体的に行っていきます。</p> <p><b>【母子生活支援施設】</b>                  ○母子生活支援施設は、全国母子生活支援施設が掲げる「産前産後支援」「アフターケアを含む地域支援」「親子関係再構築支援」という3つの支援ができる施設として関係機関に周知し、引き続き課題のある母子世帯に活用していただけるよう提案をしていく。                  ○こども家庭庁の政策にある、人権ノートや意見表明など「こどもまんなか」社会の実現に向けて、サポートしていきます。子育て短期支援事業や妊産婦等生活援助事業などについても、行政と調整しながら多機能化に向けて進めていきます。                  ○地域の方に、母子生活支援施設が、地域の子育てを支援している施設であることを知っていただけるように、SNS で発信し、地域活動を共に行う活動をしていきます。                  ○地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、既存の制度では対応できない「地域における公益的な取り組み」を創造して推進します。</p>
<p>ビジョン</p>	<p>○救護施設は、真に支援を必要としている人を確実に受けとめる「最後のセーフティネット」としての役割を果たすとともに、利用者の地域生活への移行と定着のため、「施設から地域へ」「地域から施設へ」という「循環型支援体制の構築」を目指す。                  ○母子生活支援施設は、地域社会とともに全ての子どもが守られ育まれる社会となるようその機能を柔軟に活用する。                  ○社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について、地域のニーズを把握し住民と協働する新たな取り組みを創出していく。</p>

